

制度と非営利組織

—ソーシャル・イノベーションの制度化プロセスの解明—

大 平 修 司

1. はじめに

本研究の目的は、これまで政府や行政機関の活動を補完していた非営利組織（nonprofit organization）が社会的企業となってソーシャル・イノベーション（social innovation：以下 SI）を創出し、それが制度化されるまでのプロセスを明らかにすることにある。具体的には、社会福祉法人長岡福祉協会の高齢者総合ケアセンターこぶし園を事例として、その組織が創出したサポートセンターが地域密着型サービスとして介護保険法に制度化されるまでのプロセスを検討する。

日本の非営利組織⁽¹⁾の特徴は、その活動が制度に制約されていたという点にある（大平，2003；大平，2007）。なぜなら、日本の非営利組織は政府や行政機関が制定した制度に従った行動をしていれば、経営が安定していたからである。それが顕著だったのは、高齢者福祉分野の社会福祉法人であった。2000年に介護保険法が施行される規制緩和以前は、介護サービスの提供は、一部を除いて、社会福祉法人の独占状態にあったのである。

しかし、介護保険法の施行により、居宅サービスの分野に限定されるが、高齢者福祉分野に民間企業やNPO法人といった他の形態の組織が参入可能となった⁽²⁾。そのため、この分野の社会福祉法人は、顧客獲得のために、企業をはじめとする他の組織と競争しなくてはならなくなった。このような規制緩和は、医療や教育サービスの分野にも企業参入の可能性が検討されている。つまり、日本の非営利組織は、現在環境の変化に直面し、非営利組織として社会の中に存在するための自己変革が求められているのである。

では、そもそも非営利組織が「非営利組織」と呼ばれ、税制上などで制度的に優遇されている根拠は、どこにあるのだろうか。本稿では非営利組織が制度的に優遇される根拠を非営利組織の活動が不特定多数の人の利益に繋がると理解する。それを具体的に日本の非営利組織で考えると、非営利組織の法人格が与えられるためには、「公益に関する事業を行うこと」⁽³⁾が制度上のひとつの設立要件となっている。ここで「公益」とは、「不特定多数の人の利益になること」を意味している。つまり、非営利組織は制度的にも不特定多数の人の利益になる活動、言い換えると社会変革に繋がる活動をしなくてはならないのである。

(1) 本研究では、非営利組織を「①獲得した利益を組織の利害関係者に分配することを制度的に禁止され、②社会的使命に基づいて行動する③自発的な民間組織」と定義する。また、本研究では日本の非営利組織として、財団法人や社団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人、宗教法人、特定非営利活動法人を想定している。

(2) 介護サービスは、施設サービスと居宅サービスから構成される。詳細は社会福祉法を参照。

(3) 制度上、公益とは民法第34条の「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他」がその具体的内容である。なお、特定非営利活動法人などは、民法第34条の特別法としての特定非営利活動推進法に具体的な公益に関する活動内容が規定されている。

本稿では、上述した視点から、日本の非営利組織の新たな方向性を検討する。その新たな方向性を本稿ではSIを創出し、それを政府や行政機関が制定する制度に影響を与える政策提案型非営利組織の社会的企業への転換と捉える。以下では、まず既存研究のレビューを通じて、上述したことを理論的に検討する。なお、社会的企業によるSIの制度化プロセスに関する既存研究の蓄積が少ないため、他の研究分野、特に新制度派組織論の知見を利用する。次にその視点に基づき、事例研究を行う。最後に本研究の結論およびインプリケーション、今後の課題を述べる。

2. 分析視点：社会的企業によるソーシャル・イノベーションの制度化

2-1 SIの創出主体としての社会的企業への転換

非営利組織の社会変革の方法として、社会的企業によるSIの創出が指摘されている(谷本編, 2006; Mulgan, 2006; Mulgan, 2007; Mulgan, et al, 2007; Tanimoto & Doi, 2007; Tanimoto, 2008; 谷本, 2009)。本稿では、SIを「社会的課題を解決するための商品やサービス、それを提供する新たな仕組みを創出することで、社会的課題が解決されること」と定義する。このようなSIを創出するために非営利組織は、社会的企業となることで自己変革すると理解する。

非営利組織の自己変革の方法の一つとして、ビジネスを通じて社会問題の解決を図る事業型非営利組織形態の社会的企業への転換が指摘されている(Emerson & Twersky, 1996; Dees, 1998; Dees, et al, 2001・2002; Borzaga & Defourny, ed., 2001; OECD, 2003)。この視点は社会問題を市場を通じて解決を図ることを意図したものであり、新たな社会問題の解決方法を提示していると理解することができる。

その一方で、これまで日本社会では、政府や行政機関が社会問題の解決を担ってきた。言い換えると、政府や行政機関が政策をはじめとする制度(institution)によってその解決を図ってきたのである。社会的企業研究では、社会的企業が制度形成プロセスに関与し、実際に制度(institution)を作り出すという指摘もされている(Light, 1998; Osborne, 1998; Mulgan, 2006; Hamalainen, 2007; O'Connor, 2007; Shockley, 2008; Mair & Marti, 2009)。つまり、自己変革のもう一つの方法は、政府・行政機関の政策形成に影響を与える政策提案型非営利組織形態の社会的企業への転換である。

このような既存研究を踏まえると、SIを創出する主体である社会的企業には、二つのタイプがある。それはビジネスを通じてSIを創出し、市場を通じてそれを社会に普及させる事業型非営利組織と、SIを創出し、それを制度に組み込むことで社会への普及を目論む政策提案型非営利組織である。本稿では、後者の政策提案型非営利組織としての社会的企業の視点で分析を行い、さらに社会的企業家(social entrepreneur)⁽⁴⁾に着目して分析を行う。

しかし、制度変化を起こすSIやその創出主体としての社会的企業に関する研究は、十分な蓄積があるわけではない。Mulgan(2006)やShockley(2008), Hamalainen(2007),

(4) 谷本編(2006)では、社会的企業家を「今解決が求められている社会的課題に取り組み、新しいビジネスモデルを提案し、実行する社会変革の担い手」と定義している。この定義は、非営利組織でいえば事業型非営利組織というビジネス活動を営む社会的企業家を想定した定義であり、本稿では社会的企業家の制度を創る側面に焦点を当てるものである。

Light (1998) は理論的に SI あるいは社会的企業による創出による制度への影響を検討している。一方, Osborne (1998) はイギリス, Mulgan (2006) はアイルランド, Mair & Marti (2009) は BRAC (Bangladesh Rural Advancement Committee) という NGO を事例として用いて SI の制度化を検討している。このような既存研究では, 制度化プロセスにどのような特徴があるのかは検討されていない。

2-2 新制度派組織論による SI の制度化の理解

本研究が新制度派組織論に依拠するのは, 本稿で事例として扱う高齢者福祉分野がその分析枠組みに合致しているからである。介護保険法施行以前の高齢者福祉業界を組織フィールド (organizational fields)⁽⁵⁾ と捉えると, その組織フィールドに属する社会福祉法人は, 政府や行政機関の制定した制度の圧力により, 個別の高齢者福祉施設の経営が同型化 (isomorphism) していたと理解することができる (DiMaggio & Powell, 1983)。DiMaggio & Powell (1983) は三つの同型化のタイプを識別している⁽⁶⁾。その中でも, 日本の高齢者福祉業界は, 政府や法律など, 組織が依存する上位システムからの政治的影響や従わざるを得ない法的強制力の結果としての同型化である強制的同型化 (coercive isomorphism) の状態にあったと判断することができる。

このように介護保険法施行以前の高齢者福祉施設の経営が類似していた点は, 新制度派組織論の枠組みで理解することができる。しかし, 新制度派組織論に関する研究では, 現象の持続性や同質性に注目が集まり, 制度変化についてそれほど議論がなされてこなかった。本稿が注目するのは組織が同型化してしまった業界で, SI 創出という差別化行動をし, なおかつそれが業界の制度に組み込まれるまでのプロセスである。そこで本稿では「埋め込まれたエージェンシーのパラドクス (paradox of embedded agency)」(DiMaggio & Powell, 1991; Seo & Creed, 2002) という新制度派組織論に内在する理論的課題に着目することで制度変化のプロセスを明らかにする⁽⁷⁾。埋め込まれたエージェンシーのパラドクスとは, 「制度に埋め込まれた個人がその制度をいかに変化させるのか」という問いである。この制度を変化させる特殊なエージェンシーを持った存在を新制度派組織論では, 「制度的企業家 (institutional entrepreneurship)」として理解している。

制度的企業家の概念は, 新制度派組織論では内生的な制度変化の理論的課題として, DiMaggio (1988) および DiMaggio & Powell (1991) によって提起され, Seo & Creed (2002) や Greenwood & Suddaby (2006), Maugire, et al (2004) によって事例分析を

(5) 組織フィールドとは「ある共通の生産活動に関わる組織が全体として構成する影響関係の場」(佐藤・山田 (2004) 228ページ) を意味する。この組織フィールドが組織に与える影響が強いのは, それが構造化されている程度に依存すると DiMaggio & Powell (1983) は指摘している。つまり, 構造化の程度が高まった状態は, 「業界」や「産業」として理解することができる。

(6) それは第一に強制的同型化 (coercive isomorphism) であり, これは政府や法律など, 組織が依存する上位システムからの政治的影響や従わざるを得ない法的強制力の結果としての同型化である。第二は模倣的同型化 (mimetic isomorphism) であり, 不確実性に直面している組織が他の組織を模倣することによって生じる同型化である。

(7) 制度派組織論における制度変化については, 松嶋・浦野 (2007) を参照。松嶋・浦野 (2007) では, 制度派組織論の理論前提を技術効率性・内生的矛盾・埋め込まれたエージェンシーのパラドクスの視点から識別して制度変化の理論化の検討を行っている。本稿はこの中の埋め込まれたエージェンシーのパラドクスの理論前提に依拠して制度変化を捉えている。

含めた検討が行われた⁽⁸⁾。DiMaggio (1988) および DiMaggio & Powell (1991) は制度的企業家を制度の周辺に置くことで制度変化を促す存在として捉えている。一方、Seo & Creed (2002) や Greenwood & Suddaby (2006), Maugire, et al (2004) は制度的企業家を制度の中心に置くことで制度変化を促す存在として捉えている⁽⁹⁾。このように制度変化を促す主体である、制度的企業家を分析する際には、制度の「中心-周辺」という二つの視点から分析する必要がある。

しかし、松嶋・浦野 (2007) によると、上記の研究は、研究者の分析の都合に応じて制度的企業家の位置を決定していることから、制度的位置によって制度的企業家を分析するのは不十分であると指摘している。その上で、彼らは制度変化の行為戦略を理論的に検討している、Oliver (1991) の研究を例に挙げ、制度的企業家の行為戦略として分析する必要性を指摘している。

2-3 分析視点：社会的企業による SI の制度化のための正統性の獲得

本研究では、日本の非営利組織の新たな方向性として、SI を創出し、それを制度化させる政策提案型非営利組織の社会的企業に着目して分析を行う。その社会的企業による SI の制度化については、新制度派組織論の分析枠組みを応用することで、社会的企業家を制度変化を促す主体としての制度的企業家の行為戦略の視点から分析を行う。さらに、制度変化に影響を与える他の主体に着目することで、制度変化の「中心-周辺」の両面からも分析を行う。最後に、制度変化を動的なプロセスの分析を行う。

特に本研究では、社会的企業による SI の普及のための制度化プロセスを正統性 (legitimacy) の獲得プロセスと捉えて分析を行う⁽¹⁰⁾。SI が制度化される以前は、社会的企業は既存の制度下で活動している。そのため、社会的企業が SI を制度化させるためには、既存の制度下で活動している他の組織に SI を受け入れるように促す行為が必要となる。そのような社会的企業の行為は、SI を他の組織に認めさせるという正統性を獲得するプロセスとも理解できる。

また、谷本 (2009) や大平・古村 (2009) では、社会的企業はマルチステイクホルダー (multi-stakeholder) との相互作用により SI を創出すると指摘している。このような視点は、SI の制度化プロセスでも同様であると考えることができる。なぜなら、制度化のプロセスでは、社会的企業は SI の正統性を獲得するために、より多様なステイクホルダーと相互作用をする必要があるからである。本研究では、社会的企業を取り囲む多様なステイクホルダーにも着目して分析を行う。

3. 事例研究：高齢者総合ケアセンターこぶし園のサポートセンターの制度化

2006年4月に介護保険法が改正された。この改正で新たに加えられた介護サービスの一つに「地域密着型サービス」⁽¹¹⁾があった。地域密着型サービスとは、要介護者の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという視点から、要介護者の日常生活圏内に介護サー

(8) 制度的企業家概念については、松嶋・高橋 (2007・2008・2009) を参照。

(9) 松嶋・高橋 (2007) は制度的位置によって制度的企業家を分析するのは十分ではないと指摘している。彼らは①企業家のエージェンシーの発現論理を規定すること、②制度を動的なプロセスとして捉えること、③制度変化のプロセスを政治的闘争として捉えることが重要であることを指摘している。

(10) 正統性については、Suchaman (1995) を参照。

ビス提供の拠点を確保することを目的として創設された介護サービスである。これまで高齢者は介護サービスを受けるには、施設に入るか、自宅でホームヘルパーに介護してもらうかという二つの選択肢しかなかった。地域密着型サービスはその中間形態を創り出したという点で高齢者福祉業界では革新的な仕組みであった。このようなサービス提供の仕組みは、介護保険法改正以前からすでに先進的な高齢者福祉施設によって提供されていた⁽¹²⁾。それら施設の中でも、本研究ではそれを社会に普及されることを意図した活動を行った「高齢者総合ケアセンターこぶし園」を事例として取り上げる。

以下では、まずサポートセンターがどのような特徴をもったSIだったのかを検討する。次に社会的企業家である高齢者総合ケアセンターこぶし園小山剛園長へのインタビューなどに基づき、サポートセンターが制度化されるまでにこぶし園が行った活動とそれに対する社会の反応を検討する。その上で、サポートセンターの制度化プロセスを検討する。最後に制度化に影響を与えた他の組織について検討し、事例分析の発見事実を述べる。

本研究で行う事例分析は、インタビュー調査、雑誌やインターネット等のメディアによる外部資料⁽¹³⁾、こぶし園に提供していただいた内部資料を利用している。つまり、SIの制度化プロセスを複数以上の事実調査に基づいて、ケースを記述するスタイルを採用している (Yin, 1994)。

3-1 SIとしての「サポートセンター」

こぶし園は社会福祉法人長岡福祉協会が運営する施設であり、1982年4月に特別養護老人ホームこぶし園として設立された。その後、こぶし園は通所介護や訪問介護といった様々な介護サービスを提供するようになった⁽¹⁴⁾。

サポートセンターとは、小山園長によると、「車椅子生活に対応するバリアフリーの住環境と24時間連続する看護・介護・入浴・食事サービスという既存の施設と同様のサービスを今までの暮らしの中で提供するシステムを作り、(従来の施設入所だけによる支援から)在宅やアパートなど地域社会で生活されている要介護者や介護家族を支えるためのサービスの集合体」を意味している。サポートセンターの考案者である小山園長によると、その背景には、これまでの高齢者福祉がサービスの「提供者主体」で構築された仕組みであり、それを「利用者主体」の考えに変える点にあるという。施設に入居すれば、長年住み慣れた地域から離れるわけであり、高齢者は住みなれた地域社会での生活を望んでいる。つまり、こぶし園のサポートセンターとは、高齢者ニーズを起点にして、高齢者がこれまで生きてきた地域で生活を維持できる介護サービス提供の仕組みを意味しているのである。

最初のサポートセンターであるサポートセンター三和は2001年12月に開設された。2010年1月現在、こぶし園はサポートセンターを9施設開設している。サポートセンターには

(11) 地域密着型サービスとは、介護保険法第8条14項で「夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と規定されている。それぞれの介護サービスの詳細については、介護保険法を参照。

(12) その施設として、長野県佐久市に所在する、社会福祉法人恵仁福祉協会の高齢者総合福祉施設アザレアンさなだがある。アザレアンさなだのSIの創出については、大平(2007)を参照。

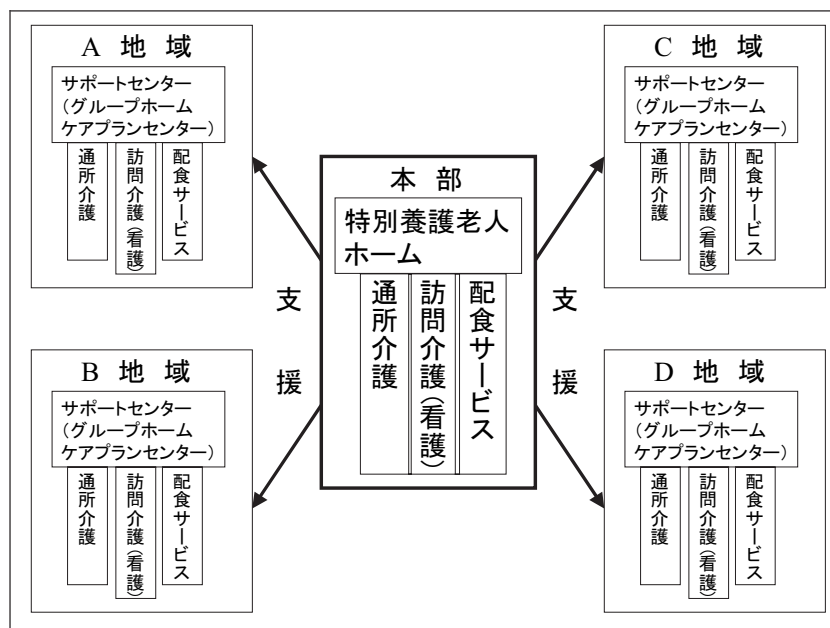
(13) 外部資料は2006年12月までの資料を利用している。

(14) こぶし園の提供する介護サービスについては、こぶし園のホームページ (<http://www.kobushien.com/index.html#link>) を参照。

二つの形態があり、それぞれの地域特性に応じたサービス提供の仕組みを構築している⁽¹⁵⁾。サポートセンターが高齢者のニーズを満たすための仕組みである理由は、24時間、配食サービス・訪問介護・通所介護・訪問看護といった介護サービスを提供する施設が地域ごとの高齢者のニーズに応じて、自宅の近隣に設けられているという点にある。

サポートセンターを展開するに際し、小山園長が強調するのは、全てのサービス提供を地域ごとに分散させ、特別養護老人ホームのような建設に費用の掛かる施設は不必要とならないという点である。小山園長は特別養護老人ホームなどの施設には、地域に分散している各サポートセンターを統括する「本部」としての機能を持たせることが重要であるという。このようなアイデアの背景には、コンビニエンス・ストア・システムがある。小山園長はコンビニエンス・ストアが成功している要因として、本部の存在を指摘し、コンビニエンス・ストアのように狭い店舗で売れる商品を品揃えできるのは、それに対して後方支援を行う本部が存在するからと述べる。これを介護サービスに置き換えると、サポートセンターは各コンビニエンス・ストアの店舗であり、そのような店舗であるサポートセンターを統括し、サービスの品揃えや利用者の望むサービス提供を可能にするために、本部の存在が必要不可欠となる。その本部としての機能を果たすのが、こぶし園では特別養護老人ホームなのである（図表）。

図表 こぶし園のサポートセンター



(15) 二つのタイプとは、コンビニタイプ（小地域完結型）とネットワークタイプ（多種サービスの連携型）である。コンビニタイプは、近隣に介護サービスのない地域に展開されており、そこでは365日型の通所介護、365日24時間型の訪問介護、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所、痴呆対応型共同生活介護、訪問看護、3食365日の配食サービス、バリアフリーアパートで構成している。一方、ネットワークタイプはこぶし園に隣接した地域に点在しているサービスの不足部分を補填し、サービス間のネットワークによるコンビニ型より広い範囲をカバーするサポートセンターである。

3-2 社会への情報発信

こぶし園はサポートセンターを社会に普及されるために、様々な活動を行った。その中でも、小山園長によると普及のための主な活動として、(1)文章による情報発信、(2)インターネットによる情報発信、(3)研究会等を利用した情報発信を挙げている。

(1) 文章による情報発信

こぶし園の関係者、特に小山園長は、サポートセンターや高齢者介護などについて、介護系の雑誌や本などに文章を発表している⁽¹⁶⁾。その数は1986年に執筆が始まったのを皮切りに、2006年12月までに79本もの文章を執筆している⁽¹⁷⁾。

2000年初頭から2000年中頃までは、こぶし園は2003年に完成した「サポートセンター」の構想段階と、高齢者福祉業界の先駆者としての情報発信を数多く行っている。実際にこの時代は、40本近い文章を執筆している。こぶし園はサポートセンターが完成する以前から、地域で介護を行うことについて、サポートセンターとは異なる言葉でそれを発信している。それは小山(1997・1999)では「包括的支援システム」と表現している。こぶし園は地域の拠点としての高齢者福祉施設の機能を模索してきた⁽¹⁸⁾。高齢者の介護ニーズへの適合へ向けての試行錯誤の結果が、施設を解体し、施設機能を地域に分散させるというサポートセンターなのである。

そして、小山園長はサポートセンターの実現と同時に、その取り組みを社会により発信するようになる。その発信は、より多くの人たちに情報が伝達される、セミナーやシンポジウムなどの形式であった。それらを挙げると、「地域サテライトケア全国サミット part 1」(小山, 2002), 「レジデンシャルケア研究会議」(小山, 2003a), 「第3回レジデンシャルケア研究会議」(小山, 2004), 「シンポジウム地域における利用者の視点に基づいた福祉システムの構築」(小山, 2005a) 「第12回高齢社会を支える住まい・まちづくりセミナー」(小山, 2005b) などがある。この中で小山園長はこぶし園のサポートセンターが高齢者がこれまでの生活を維持しながらも、介護サービスの提供を受けられる仕組みであることを繰り返し説明している。特にサポートセンターを構築した経緯が、高齢者ニーズへの適合の結果にあったことを主張している。さらに、既存の施設である、特別養護老人ホームというインフラを解体するのではなく、サポートセンターを統括する本部機能を持たせる点を主張し、既存の仕組みの有効利用までも示唆している。

(2) インターネットによる情報発信

こぶし園のホームページでは、サポートセンターに関するノウハウを全て公開している⁽¹⁹⁾。企業などでは、イノベーションを生み出した技術などは、公表しない。むしろそれは特許という形で保護される。こぶし園がサポートセンターの情報を公開している点につ

(16) 小山園長をはじめとしたこぶし園の職員が執筆した内容は、時代の古いものから「介護サービスの提供方法」、「ショートステイの活用」、「サポートセンター」が主な内容として執筆されている。本稿では、このうち、「サポートセンター」についての記述を取り上げる。

(17) こぶし園関連の雑誌については、こぶし園ホームページ (<http://www.kobushien.com/kb312.htm>) を参照。

(18) 小山(1991・1995)を参照。

(19) ホームページでは、サポートセンターを設ける経済効率性を主張している。定員100名の特別養護老人ホームを建設するには、およそ25億円がかかり、入居者は部屋代として一ヶ月に4～5万円を支払う。一方、サポートセンターは既存の建物を改修する費用が総額5千万円であり、一ヶ月の部屋代は2万9千円である。つまり、50分の1の費用で、日本では足りない高齢者福祉施設を建設できると述べられている。

いて、小山園長は、社会にこぶし園の創り出した仕組みが普及してほしいからであって、私たちは社会福祉法人という母体があり、それらの行う活動を社会に広めるのが使命の一つだからだと述べている。つまり、こぶし園はサポートセンターというSIを組織の独自の仕組みとするのではなく、それを社会共通の仕組みとすることを意図しているのである。

また、このサポートセンターの詳細については、こぶし園の情報誌である『ネットワークこぶし』の中で、サポートセンターが社会で求められている点やサポートセンターを実現するまでの経緯などが述べられている。この情報誌では、小山園長が出席したシンポジウムや会合等で思ったことや、職員の介護模様、介護用品の情報、さらには高齢者福祉業界についての提言なども掲載されている。現在はどこの高齢者福祉施設も施設の情報誌を発行している。これら情報誌のターゲットは施設を利用する家族であり、施設でどのようなことが行われたのかを掲載している。大半の施設が情報誌を家族とのコミュニケーション・ツールとして利用している一方で、こぶし園は家族はもとより、高齢者福祉業界とのコミュニケーション・ツールとして利用している点が特徴的である。

(3) 研究会等を利用した情報発信

こぶし園は研究会への参加や研究会の立ち上げ、大学や専門学校での講師をすることも情報発信をしている。まず研究会への参加であるが、小山園長が理事や発足メンバーとして参加している「日本認知症ケア学会」と「レジデンシャルケア研究会議」「地域サテライトケア全国サミット」を挙げることができる。これらの研究会には、現在の高齢者福祉業界で先進的な取り組みをしている施設関係者が名を連ねている。次に研究会の立ち上げでは、こぶし園が1975年より毎年開催している「老年問題セミナー」がある。ここでは毎年、有識者をパネラーにして、高齢者福祉の今後に関する議論が行われる。最後に大学や専門学校での講師については、小山園長が母校である東北福祉大学で教壇に立って今後の高齢者福祉を担う若者に講義をしている。このような一連の活動では、いずれもサポートセンターに関する内容が語られている。

3-3 社会の反応と評価

こぶし園は2006年12月までに雑誌や図書などに93回も取り上げられている。こぶし園がメディアに取り上げられ始めたのは、1990年代の初頭である。特に図書・雑誌や新聞での掲載数を見ると、いずれも、サポートセンター三和が開設された2002年以降に71回も雑誌等に掲載されている。こぶし園は社会に対して自分たちの取り組みを発信していた。ここではその情報発信を受け、社会の中でもメディアがこぶし園の取り組みをどのように取り上げ、評価したのかについて検討する。

(1) メディアへの掲載

2000年初頭からこぶし園の取り組みを地域密着型サービスの第一人者として取り上げる記事は多く、中でも小山園長をその第一人者として取り上げる記事も多い（『介護ビジョン』、2003；『介護保険情報』、2005）。中でも『介護ビジョン』（2003）では、小山園長を「フロント・ランナー」として紹介している。

サポートセンターが評価されている点は、「高齢者福祉施設が高齢者のニーズに対応して地域へ進出していった」と「そのサービスを365日24時間体制で提供する」点にその評価が集まっている（『ふれあいけあ』、2002；『Home care medicine』、2003；中島、2003；『日経ヘルスケア21』、2003；ヘルスケア総合政策研究所、2005；大内、2006；浅川、2006）。

中でも、『日経ヘルスケア21』（2003）では、厚生労働省の高齢者介護研究会で示された小規模・多機能サービス拠点を実現している施設としてこぶし園を取り上げている。ここでは小規模・多機能サービス拠点が制度化されるに際し、通所介護と入居の定員が何人になるのかをインタビューし、その上で小規模・多機能サービス拠点に必要なサービスを探っている。

(2) サポートセンターの見学者

こぶし園の見学者は、厚生労働省の局長をはじめ、全国から高齢者福祉に関する専門家までが見学に訪れている。インタビューを行った際に、見学者の人数の推移を答えてもらおうと思ったが、小山園長によると「はじめは見学者の氏名や職業等を聞いていたが、2000年以降、特に人数が多くなり、見学者リストを作成するどころではなくなった」という。特にサポートセンター開設後の10カ月間に見学者は1万人もいたという。

小山園長は、時間が許す限り、見学者には施設の説明を行うという。見学者の見学コースは、一度、特別養護老人ホームに来てもらい、サポートセンターの説明をし、質問を受け、その後タクシーを呼び、実際にサポートセンターを見学してもらうという流れである。小山園長は、見学者用にこぶし園の取り組み、特にサポートセンターを詳しく記述した資料（23ページから構成）を見学者に配布し、それを見せながら説明を行う。一回の説明と質疑応答に費やす時間は、1時間程度であるという。園長がいないときは、それを施設の職員が代行するという。

(3) 講演の依頼と研究会への招聘

こぶし園には、特に小山園長に対して講演の依頼が多数寄せられる。また、サポートセンターを構築した先駆者として、国関係の研究会や事業から様々な話を受ける。

①講演の依頼

講演の依頼については、インタビューをした際に、これまでにどのような講演会で、何回行ったのかを質問したが、それについても「ありすぎて覚えていない」と言っていた⁽²⁰⁾。2006年にインタビューをした際には、小山園長だけで年間60回の講演をこなしていると言っていた。小山園長に用事が入っている時には、代役としてこぶし園の職員が講演に行くが、その数も数えきれないという。小山園長はできる限り講演などを引き受けている。それはこぶし園の職員曰く、小山園長が「サポートセンターの伝道師」だからである。

具体的な講演を取り上げたものとして、高齢者福祉の分野では地域サテライトケア推進プロジェクト編（2002）やレジデンシャルケア研究会議編（2003・2004）、などがあり、医療分野では（財）医療経済研究・社会保健福祉協会、医療経済研究機構（2004a・b）や『Home care medicine』（2003）などがある。それ以外の業界としては、住宅業界では落合（2004）や小山（2005c）など、ガス業界では『Gas Epoch』（2006）がある。

②研究会への招聘

こぶし園、特に小山園長は、サポートセンター構築以前も様々な研究会に所属していたが、サポートセンター構築後は日本の高齢者福祉の将来に影響を与える研究会に数多く招聘されている。

まず高齢者介護研究会は、厚生労働省老健局長の私的研究会であり、戦後の「ベビーブー

⁽²⁰⁾ その中でも主要なものは、『介護保険情報』（2003）、小山（2002・2003a・2003b・2005a・2005c）にその記載がある。

ム世代」が65歳以上となる2015年に向けて、それまで実現可能な高齢者介護の課題を検討した研究会である。この高齢者介護研究会では、小山園長がゲストスピーカーとして、「小規模多機能・地域分散型ケア」というテーマでこぶし園の取り組みの説明を行った。

この研究会の成果は、高齢者介護研究会（2003）『2015年の高齢者介護：高齢者の尊厳を支えるケアの確立について』という報告書にまとめられた。その中では、「在宅で365日・24時間の安心を提供する」「新しい住まい」「高齢者の在宅生活を支える施設の新たな役割」「地域包括ケアシステムの確立」が示されていた。実際、「在宅で365日・24時間の安心を提供する」では小規模多機能サービス拠点が、「高齢者の在宅生活を支える施設の新たな役割」では「施設機能の地域展開」がそれぞれ具体的に述べられている⁽²¹⁾。

次に「痴呆性高齢者の暮らしを支援する新たな地域ケアサービス体系の構築に関する調査研究」は、厚生労働省の2003（平成15）年度老人保健健康増進等事業によるものである。この研究会は「終末期（ターミナル）ケアワーキング班」「小規模多機能ケアワーキング班」「小規模多機能の質の確保ワーキング班」「サテライトケアワーキング班」で構成される研究会であり、こぶし園は「サテライトケアワーキング班」に入っていた。

この研究会の最終報告では、四施設⁽²²⁾のケーススタディをもとに、施設機能の地域展開では「大規模集約型サービスの限界」「自立支援と在宅志向」「施設機能を地域に展開する意味」という報告がなされ、今後の課題と望まれる方向性が示された⁽²³⁾。中でも、大規模集約型サービスの限界では、特別養護老人ホームをはじめとする大規模な高齢者福祉施設の建設には、自宅での介護を望む高齢者を無理やり施設に入れるという高齢者ニーズに適合していないという限界と、建設の基準や費用などが莫大にかかるという限界が指摘された。また、施設機能を地域に展開する意味では、介護を受けるようになった高齢者が住み慣れた地域社会から離れることなく生活を継続するために地域展開は必要不可欠であり、そのための24時間365日介護サービス（訪問介護・配食・通所介護・訪問看護・短期入所サービス）を提供するという包括的なケアの必要性が指摘された。

③賞の受賞

こぶし園は2006年12月までに合計五つの賞を受賞している⁽²⁴⁾。これはこぶし園の活動が社会の中で認知され、その結果としてその活動が評価に値する活動であったことを意味する。中でも、2003年毎日新聞社主催「毎日介護特別賞」と2005年日本認知症ケア学会主催「読売認知症ケア賞」奨励賞はサポートセンターが評価されての受賞である。

3-4 SIの段階的な制度化

こぶし園のサポートセンターというSIは、2006年4月に施行された改正介護保険法で制度化された。この制度化までには、二つの段階が存在していた。第一段階の制度化は、長岡市によるPFI事業という形での制度化である。第二段階の制度化は、構造改革特区として、こぶし園のサポートセンターがサテライト型居住施設推進特区の認定を受けたと

(21) 老人保健福祉法制研究会編（2003）62～75ページ。

(22) ここで4施設とは、以下の施設である。「高齢者総合福祉施設アザレアさなだ（長野県真田町）」「高齢者総合ケアセンターこぶし園（新潟県長岡市）」「せんだんの杜（宮城県仙台市）」「宝塚市社会福祉協議会（兵庫県宝塚市）。こぶし園は、「特養の地域展開について」というタイトルで報告をした。

(23) （財）医療経済研究・社会保健福祉協会、医療経済研究機構（2004a）59～84ページ。

(24) こぶし園が受賞した賞は、1990・1991・1993年全国社会福祉施設協議会主催「老人福祉実践研究奨励賞」である。

いう制度化である。最後の制度化が、地域密着型サービスという名称で改正介護保険法に組み込まれたという制度化である。

(1) PFI 事業での制度化

PFI 事業での制度化は、長岡市の『「高齢者センターしなの（仮称）」の整備、運用及び維持管理事業』である。この PFI 事業⁽²⁵⁾は、長岡市が高齢者が身近な地域で、健康で明るい生活を送ることができるよう、高齢者の健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための施設として、長岡市内各地に六か所⁽²⁶⁾の「高齢者センター」の整備を進めてきたが、地元の要請等を踏まえ、新たに長岡市「高齢者センターしなの（仮称）」の整備を「第二次長岡発展計画後期基本計画」（2001年4月策定）に位置づけ、その整備、運用および維持管理事業を行うものである。審査の結果、2003年3月にこぶし園は長岡市高齢者センターしなのを運営する権限を獲得した。

高齢者センターしなのは2004年7月に着工され、翌2005年の8月に「健康の駅ながおか」という名称で施設の開設に至った。このような PFI 事業へのこぶし園の参加について、小山園長は「こぶし園の立地が街から車で30分近くかかる、山の中腹ということから、サポートセンターとしては、既に街の中心地に施設を設けていたが、それが長岡駅から僅か10分程度のところに、施設の拠点を設けたことは大きい」と述べている。つまり、こぶし園は本体の特別養護老人ホームの他に、PFI 事業を通じて、特に街の中心地に本部を構えることができたのである。

長岡市は信濃地区の高齢者福祉の拠点として、「長岡市高齢者センターしなの」を設けた。高齢者センターではカラオケから食堂をはじめ、温泉や大広間など、高齢者の憩いの場としての役割を長岡市は与えている。その高齢者の憩いの場に、介護機能を加えたのが、健康の駅ながおかである。これにより、地域の高齢者が何か困ったときに、まず立ち寄る施設に健康の駅ながおかがなったことが伺える。このようにこぶし園の取り組みは、長岡市という社会の中での公の場で評価されるものとなった⁽²⁷⁾。

(2) 構造改革特区での制度化

経済改革特区第7回認定（2005年3月）でこぶし園が推進してきたサポートセンターが「サテライト型居住施設特区」として認定された⁽²⁸⁾。特区申請の名称は、「地域社会での暮らしを再構築する長岡市サテライト型居住施設推進特区」である⁽²⁹⁾。この特例措置の適用を受けるのが、こぶし園の母体である、社会福祉法人長岡福祉協会であり、この組織が主体となって、サテライト型居住施設の設置を推進した。

こぶし園の創り出したサポートセンターという SI は、経済改革特区という形で第二段階の制度化がなされた。この第二段階の制度化は、2006年4月に介護保険法の改正を目論

(25) 具体的な PFI 事業の事業方式は、選定事業者が高齢者センター施設を設計・建設し、一定期間（設計・建築を開始した日から20年間）所有、維持管理業務および運営業務をした後、長岡市に無償譲渡する BOT（Build, Operate, Transfer）方式である。

(26) 6か所とは「長岡ロングライフセンター」「高齢者センターけさじろ」「高齢者センターまきやま」「高齢者センターふそき」「高齢者センターみやうち」「老人福祉センターお山の家」である（長岡市「「高齢者センターしなの（仮称）」整備、運用及び維持管理事業」第一次募集要項より）。

(27) その後、こぶし園は指定管理者制度により、長岡市内の「高齢者センターけさじろ」と「長岡市社会福祉センター」の管理運営を行うようになった。

(28) この事業は認定番号「928」、名称「サテライト居住施設設置事業」である。

んでいた、厚生労働省にとっては、その改正で地域密着型サービスを介護保険法に組み込む布石となったのである。実際に2006年2月16日に厚生労働省老健局計画課は『介護保険制度改革と928・932特例措置の全国展開について』という資料を出した。この中で928の特例措置とは、経済改革特区での「サテライト型居住施設」を意味する。この資料では、地域密着型サービスの創設にあたり、介護報酬を改革し、サテライト型居住施設より人員基準等を大幅に緩和することを述べている。この資料からもわかるが、経済改革特区でこぶし園の取り組みを社会に一度認めさせることで、その上のさらなる制度化が厚生労働省老健局によって意図されていたことを垣間見ることができる。

(3) 介護保険法による制度化：こぶし園のサポートセンターが地域密着型サービスの創設に影響を与えたという証拠

こぶし園の創出したサポートセンターは2006年4月の介護保険法改正の中の「地域密着型サービス」という名称で制度化された。これまでの検討を通じて、こぶし園が地域密着型サービスの創設に際して、一つのモデル施設となっていたことを推測するのは容易であろう。しかし、上のような推測をすることはできるが、それですぐに制度化されたという直接的な証拠とならない。そこで、こぶし園のサポートセンターが地域密着型サービスの創設に影響を与えたという証言を、小山園長だけでなく、様々な分野の人からその証拠を検討する⁽³⁰⁾。

①小山園長の証言

小山園長は、古くは厚生省の時代から職員と交流があった。それは上述した様々な研究会を通じての出会いであった。このようなことから、厚生労働省の職員は、早くからこぶし園の取り組みを知っていたということがわかる。それを特に表している事実がある。それは経済改革特区として、こぶし園のサポートセンターが認定されたが、この特区への申請を持ちかけたのは、厚生労働省の職員であった。実際、小山園長は2000年に当時厚生労働省老健局計画課総務課長の山崎氏にサポートセンター構想を提案したと述べている。

それ以外のところでも、小山園長は様々な研究会やシンポジウムを通じて、サポートセンターを厚生労働省の職員の前で説明している。そのようなことから、厚生労働省の職員が見学に何度もこぶし園を訪れたという。また、小山園長の話によると、2006年介護保険法改正以前の制度設計のプロセスで、厚生労働省の職員の人からメールや電話が来て、地域密着型サービスの創設についてのアドバイスを求められたという。つまり、介護保険法改正の背景には、小山園長と厚生労働省の職員との相互作用がそこにはあったのである。

②高齢者介護研究会メンバーの証言

2006年4月の介護保険法改正には、高齢者介護研究会が大きな影響を与えたことは、上述した。その研究会には、小山園長と親しい人物がそれに参加していた。それが高齢者介

(29) この概要は「既にある特別養護老人ホームから定員の一部をサテライト型居住施設に移し、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設として運営し、併せて短期入所生活介護事業、通所介護事業、配食サービス等の事業を展開する。また既存の本体施設においては、定員の減少により生じた空間を利用して個室化を図るなど、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設への改修を促進する。このことにより、施設利用者とその家族及び地域住民との交流を育み、「地域での介護・地域での福祉」を推進していく」（『第7回認定 構造改革特区計画の概要（都道府県別）』、内閣府。）ことである。

(30) 調査過程で小山園長を通じて、厚生労働省の職員への接近を試みたが、小山園長に「国の人間が個別施設が影響を与えたと言うわけない」と言われ、第三者への接近を試みた。

護研究委員の高橋紘士氏（立教大学コミュニティ福祉学部教授）であり、研究会の議論を総括する際に招聘された池田省三氏（龍谷大学社会学部教授）である。この両氏は政府・行政機関の高齢者福祉政策、さらには社会福祉政策に深く関与してきた人物である⁽³¹⁾。

両氏は2006年3月17日に開催された、こぶし園主催の「老年問題セミナー」で「医療保険・介護保険の今後」というテーマで対談を行っていた。対談では介護保険法改正に関与した人間として、こぶし園が地域密着型サービスの創設に深く関与したと述べていた。また、セミナー後、懇親会が開催され、そこで著者が両氏に対してインタビューを行った。そこでは、「こぶし園が2006年4月の介護保険法改正の地域密着型サービスの創設に影響を与えたのか」を個別に質問をした。そのところ、両氏共に「小山園長は厚生省の時代から職員と親しくしており、高齢者介護研究会のメンバーとしても、地域密着型サービスのモデル施設となった」という回答を得ることができた。特に高橋氏は、「高齢者介護研究会に呼んだ施設は、いずれも2006年の介護保険法改正のモデル施設となったのであり、それら施設の取り組みを参考に制度が作られた」と述べていた。

3-5 制度化に影響を与えた組織：CLC（全国コミュニティライフサポートセンター：Community Life Support Center）の存在

CLCは高齢者及び障害者、子どもなどが自立した生活を営むために必要な支援を実施する団体やそれらの団体のネットワーク組織を支援することにより、「だれもが地域で普通に」暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指して創設された組織である⁽³²⁾。CLCは1999年に任意団体として設立され、2001年2月に特定非営利活動法人となって活動している。代表者は池田昌弘氏であり、本部は宮城県仙台市にある⁽³³⁾。主な事業は、「社会福祉に関するセミナー・フォーラムの企画、運営支援」「調査研究」「団体支援」「社会福祉に関する出版の企画・編集」などである。CLCはこの四つの事業を通じて、社会に地域密着型サービスの言葉の概念に寄与したのである。

CLCは「地域分散型サテライトケア」⁽³⁴⁾「逆デイサービス」「小規模多機能サービス」「小規模多機能ケア」というように、地域密着型サービスを様々な言葉で表現した。その後、CLCは言葉を統一し、小規模多機能ケア、さらにそのサービス拠点を小規模多機能ホームと表現している⁽³⁵⁾。

CLCは地域分散型サテライトケアや小規模多機能ケアなどの名称でセミナーを多数開催し、さらに多数の雑誌・図書を出版している⁽³⁶⁾。特に1999年から2003年まで出版されていた『痴呆性老人研究』や年6回出版されている『Juntos』（2001年創刊）では、何度も

(31) 高橋氏は当時、社会保障審議会介護保険給付部会専門員や同障害者部会委員、内閣府男女共同参画会議基本問題調査会委員などを務めている。一方、池田氏は当時、厚生省介護関連事業進行政策会議委員をはじめ、社会保障審議会介護給付分科会委員、総務省総合規制改革委員会参与・専門員などを務めている。

(32) CLCの詳細については、ホームページ（<http://www.clc-japan.com/>）を参照。

(33) その他、支部としてCLC東京、CLC関東、CLC中日本、CLC大阪、CLC西日本、CLC九州がある。

(34) 地域分散型サテライトケアは、アザレアンさなだが地域密着型サービスを展開する際に作り出した言葉である。アザレアンさなだの宮島渡施設長によると、地域分散型サテライトケアという言葉は全国に広めたのは、CLCであり、CLCがその言葉の普及に寄与したことを指摘している。

(35) それは具体的には、CLCは書籍として、小規模多機能ホーム研究会編（2003・2004）、杉山・高橋編（2005）などを出版している。一方、セミナーでは、2002年度より小規模多機能という名称でのセミナーが始まっている。

(36) 詳細はCLCホームページ（<http://www.clc-japan.com/>）を参照。

地域分散型サテライトケアや小規模多機能ケアにかかわる特集が組まれている。中でも、『痴呆性老人研究』の第7号（2002年）では「高齢者介護を変える新しい波 地域分散型サテライトケアのすすめ」、第10号（2003年）では「在宅サービスの未来形 地域分散型サテライトケアが日本の高齢者介護を変える」という特集を組んでいる。

また、CLCは2000年より『宅老所・グループホーム白書』を年一回出版している。この白書では、地域分散型サテライトケアや小規模多機能ケアを実践する拠点となる宅老所やグループホームの多機能化が特に主張された。中では事例が紹介され、その事例は宅老所やグループホームの中で小規模多機能化して成功した施設が取り上げられている。このように小規模多機能施設が紹介されているのには、地域の拠点は建設されたが、それがまだ多機能化しておらず、それを啓発するという意図もあったのだろう。

実際、「宅老所・グループホーム全国ネットワーク」は2005年より「小規模多機能ホーム研究会」がバックアップするようになり、さらに特定非営利活動法人「全国痴呆症高齢者グループホーム協会」とも行動を共にするようになっていく。宅老所・グループホーム全国ネットワークの会員数は2005年で870会員、全国痴呆症高齢者グループホーム協会の会員数は2005年で1,988会員であり、後者の全国痴呆症高齢者グループホーム協会には都道府県ごとに下部組織が組織されている。このような下部組織や会員には、ニュースレターや機関紙がそれぞれ配送される。このような情報は各地域に小規模多機能ケアや地域分散型サテライトケアという概念を社会に認知させる一つの情報伝達手段となっている。

つまり、CLCは高齢者福祉業界への啓蒙活動を中心に行っている組織なのである。その活動は、雑誌・図書の出版、セミナーの開催、高齢者福祉に関わる組織の支援と運営という一連の活動を通じて、高齢者福祉業界の活性化を図っている。このようなCLCの活動は、これまでの高齢者福祉業界に民間から啓蒙を行う組織がなかったこともあり、この組織が高齢者福祉業界へ与える影響は大きいと考えることができる。

3-6 事例分析からの発見事実

(1) 社会との相互作用による正統性の獲得としての制度化

事例分析を通じて、こぶし園の創出したサポートセンターが社会との相互作用の結果として制度化されたという点が明らかとなった。それを示しているのは、まずこぶし園がサポートセンター普及のために行った情報発信に対して、メディアをはじめとする社会がそれに反応し、評価したという点である。また、そのようなこぶし園の取り組みや社会の反応を第三者の立場から制度化を促進したのが、CLCである。CLCは講習会や出版物を通じて、高齢者福祉業界に地域密着型サービスの概念を普及させた。このようなCLCの一連の活動は、高齢者福祉業界のオピニオン・リーダー（opinion leader）としての役割を果たしたと理解することができるだろう。要するに、事例分析を通じて、SIの制度化は他の組織との相互作用を通じて、正統性を獲得することで、社会的に構成されたという点が明らかとなったのである。

(2) 段階的な制度化

第二に制度化プロセスと制度化を実際に行った行政機関についてである。サポートセンターの制度化には、「PFI→構造改革特区→介護保険法」という三段階があった。つまり、事例分析を通じて、マクロレベルの制度が生成される際には、動的なプロセスが存在していることが明らかとなった。また、行政機関はこぶし園のサポートセンターを制度化する

ことで、普及を促進させる機関としての機能を果たしたと考えることができる。特に厚生労働省は、こぶし園のような先進的な施設でしか提供されていなかった地域密着型サービスを介護保険法に新設することで、その仕組みの普及を意図したのである。

(3) 制度的企業家の制度的位置

第三にこぶし園という制度的企業家の制度的位置に関しては、介護保険法の策定をしたのは、厚生労働省であり、こぶし園は制度の周辺にいた存在であると理解することができる。しかし、こぶし園はフォーマルなものとしては研究会、インフォーマルなものとしては、厚生労働省による相談といったように、制度の中心に限りなく近い位置にあったと理解することもできる。事例分析で制度的企業家は、制度的位置の「中心-周辺」の双方に位置していた。つまり、制度的企業家は制度化プロセスでは中心と周辺を行き来するという点が明らかとなった。

4. おわりに

本研究では、こぶし園のサポートセンターを事例として、政策提案型非営利組織としての社会的企業によるSIの制度化プロセスを分析した。本研究を通じて、社会的企業にはSIを創出し、それを市場を通じて社会に普及させるというビジネスの側面だけでなく、それを政策や法律といった制度に組み込むことで社会に普及させるという側面を持つことが明らかとなった。その制度化プロセスでは、社会的企業がSIを創出し、社会と相互作用することを通じて、SIの正統性を他の組織から獲得し、その結果として制度化がなされるという点が事例分析を通じて明らかとなった。

本研究の実践的な貢献として、既にグローバルレベルでは一般的となっていることだが、非営利組織の新たな方向性として、政策提案として役割があり、その役割を果たすための具体的なプロセスを明らかにしたという点を挙げるることができる。非営利組織が社会を変える第三の主体と言われるようになって、既に20年近くが経過する。日本の非営利組織も専門性を高めることで、将来、その役割を担えるようになるのではないのだろうか。

次に理論的貢献として、制度的企業家の制度的位置についてである。これについては、上述したが、本研究では制度的企業家の制度的位置を「中心-周辺」の両視点から事例を分析した。そのことを通じて、制度的企業家の制度的位置を考える際には、その制度的企業家の行為と他者との関係を動的プロセスで捉える必要があることが明らかとなった。特に制度的企業家の行為戦略を分析する一つの方法として、社会の中での制度的企業家の正統性獲得プロセスを分析するのが有効であることが明らかとなった。

最後に本研究の課題としては、第一に新制度派組織論における制度変化に関する分析視点を制度的企業家のみに着目して分析を行った点にある。また、制度的企業家についても制度的位置のみに限定して分析を行った。今後はそれらに関する既存研究を包括的にレビューする必要性があることを指摘することができる。

第二の課題として、事例の選択に関してである。本研究では事例として、政策や法律といったフォーマルな制度に着目し、その制度化プロセスを検討した。Scott (2001)によると、制度には規範的 (regulative)、規範的 (normative)、認知的 (cognitive) という三側面がある。本研究は、そのうちはじめの規範的側面に着目して分析を行ったと理解できる。つまり、それ以外の側面も踏まえ、事例を選択する必要があることが指摘できる。

参考文献

(1) 和文

- 浅川澄一 (2006) 『これこそ欲しい介護サービス!』 日本経済新聞社.
- (財) 医療経済研究・社会保健福祉協会, 医療経済研究機構 (2004a) 『痴呆性高齢者の暮らしを支援する新たな地域ケアサービス体系の構築に関する報告書』.
- (財) 医療経済研究・社会保健福祉協会, 医療経済研究機構 (2004b) 『痴呆性高齢者の暮らしを支援する新たな地域ケアサービス体系の構築に関する報告書別冊』.
- 大内俊一 (2006) 『福祉施設が地域へ広がる』 筒井書房.
- 大平修司 (2003) 「制度変化が非営利組織に与える影響：特別養護老人ホームを事例として」『一橋論叢』 第129巻第5号, 123～142ページ.
- 大平修司 (2007) 『活動補完型非営利組織の新たな方向性：高齢者福祉施設のソーシャル・イノベーションの創出と普及』 一橋大学大学院商学研究科博士学位論文.
- 大平修司・古村公久 (2009) 「ソーシャル・イノベーションの創出プロセス：NPO 法人スペースふうのリユース食器事業を事例として」『千葉商大論叢』 第47巻第1号, 107～126ページ.
- 落合明美 (2004) 「高齢者居宅の現場訪問⑥ フルタイム・フルサービスの小規模多機能拠点で地域での継続居住を支える こぶし園のサポートセンター構想」『いい住まい いいシニアライフ』 Vol.60,18～27ページ, 財団法人高齢者住宅財団.
- 『介護ビジョン』 (2003) 「フロントランナー：高齢者総合ケアセンターこぶし園総合施設長小山剛」, Vol.1, 2～7ページ, 日本医療企画.
- 『介護保険情報』 (2003) 「動静 地域分散型ケアをテーマに高齢者介護研がヒアリング」 5月号, 54～55ページ, 社会保険研究所.
- 『介護保険情報』 (2005) 「クローズアップ『先駆的事业こそ社会福祉法人の使命』」 3月号, 34～35ページ, 社会保険研究所.
- 『Gas Epoch』 (2006) 「新しいしくみ, 新しい考え方による高齢者用施設が実現」, Vol. 53, 26～27ページ, 日本ガス協会.
- 高齢者介護研究会 (2003) 『2015年の高齢者介護：高齢者の尊厳を支えるケアの確立について』 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/3.html>).
- 高齢者総合ケアセンターこぶし園, 『ネットワークこぶし』 No.1～No.23 (<http://www.kobushien.com/kb33.htm>).
- 小山剛 (1991) 「地域の拠点としての施設機能とは」『老人生活研究』 No.248, 18～26ページ, (財) 老人生活研究.
- 小山剛 (1995) 「複合施設群でのショート専用施設」『老人保健福祉ジャーナル』 11月号, 24～25ページ, 長寿社会開発センター.
- 小山剛 (1997) 「包括的支援システムにおけるケアプラン：目的とシステム」『老人生活研究』 No.318, 54～64ページ, (財) 老人生活研究.
- 小山剛 (1999) 「包括的支援の拠点として：高齢者総合ケアセンターこぶし園の場合」, 全国介護保険実務研究会編『介護保険と在宅サービス』 102～118ページ, 大成出版.
- 小山剛 (2002) 「実践報告セッション IV：地域での暮らしを支援するための、施設機能の

- 地域分散ケア』『地域に暮らす実践 I』100～106ページ，地域サテライトケア全国サミット Part 1 実行委員会。
- 小山剛（2003a）「サポートセンター構想の目線とは」，レジデンシャルケア研究会議編『新たな暮らしを支える新たな介護：レジデンシャルケアをめぐる高齢者福祉施設のあり方』50～79ページ，筒井書房。
- 小山剛（2003b）「地域分散型サテライトケアの実践 こぶし園－サポートセンター構想」，『総合ケア』Vol.13, No.7, 20～23ページ，医歯薬出版。
- 小山剛（2004）「小規模多機能・施設機能の地域分散」，レジデンシャルケア研究会議編『「住まい」と「介護」の視点から新たなスタンダードが見えてくる：第3回レジデンシャルケア研究会議報告』「暮らしを支える新たな介護を考える」43～62ページ，筒井書房。
- 小山剛（2005a）「地域密着型サービスの実践：新たなサービス大家の具体像」，ヘルスケア総合政策研究所企画・制作『介護経営白書2005年版』第1章第4節，53～70ページ，日本医療企画。
- 小山剛（2005b）「地域密着型小規模多機能サービスの先駆的取り組み事例から」，『いい住まい いいシニアライフ』Vol.67, 30～46ページ，財団法人 高齢者住宅財団。
- 小山剛（2005c）「シンポジウム 地域における利用者の視点の基づいた福祉システムの構築」，『月刊福祉増刊号：新・福祉システム Part10』Vol.88, No.14, 69～104ページ，全国社会福祉協議会。
- 佐藤郁哉・山田真茂留（2004）『制度と文化：組織を動かす見えない力』日本経済新聞社。
- 杉山孝博，高橋誠一編（2005）『小規模多機能サービス拠点の本質と展開』全国コミュニティライフサポートセンター。
- 小規模多機能ホーム研究会編（2003）『小規模多機能ホームとは何か』全国コミュニティライフサポートセンター。
- 小規模多機能ホーム研究会編（2004）『小規模多機能ケア白書2004』全国コミュニティライフサポートセンター。
- 全国コミュニティライフサポートセンター（2002）「地域分散型サテライトケアのすすめ」，『季刊痴呆性老人研究』Vol.7, 筒井書房。
- 全国コミュニティライフサポートセンター（2003）「在宅サービスの未来系地域分散型サテライトケアが日本の高齢者介護を変える」Vol.10, 筒井書房。
- 谷本寛治（2009）「ソーシャル・イノベーションとソーシャル・ビジネス」『一橋ビジネスレビュー』第57巻第1号，26～41ページ。
- 谷本寛治編（2006）『ソーシャル・エンタープライズ』中央経済社。
- 地域サテライトケア推進プロジェクト編（2002）『全国サテライトケア全国サミット part 1 地域に暮らす実践 I』全国コミュニティライフサポートセンター。
- 『日経ヘルスケア』（2003）「小規模・多機能サービス拠点の基準，報酬体系はどうなる」9月号，57～60ページ，日経BP社。
- 『ふれあいケア』（2002）「ふれあい訪問高齢者総合ケアセンターこぶし園 自分の住まいを求めて」12月号，38～41ページ，全国社会福祉協議会。
- ヘルスケア総合政策研究所企画・制作（2005）『介護経営白書2005年版』日本医療企画。
- 『Home care medicine』（2003）「話題を追って『地域分散型サテライトケア』（後編）

- 住み慣れた地域で自分らしい生活を取り戻す Part 3 地域での生活支援を模索する施設の試み」4 (4) 31号, 60~64ページ, メディカルトリビューン.
- 松嶋登・浦野充洋 (2007) 「制度変化の理論化：制度派組織論における理論的混乱に関する一考察」『国民経済雑誌』第196巻第4号, 33~63ページ.
- 松嶋登・高橋勅徳 (2007) 「制度的企業家の概念規定：埋め込まれたエージェンシーのパラドクスに対する理論的考察」『神戸大学大学院経営学研究科ディスカッション・ペーパー』2007-48.
- 松嶋登・高橋勅徳 (2008) 「制度的企業家の理論的射程」『神戸大学大学院経営学研究科ディスカッション・ペーパー』2008-39.
- 松嶋登・高橋勅徳 (2009) 「制度的企業家というリサーチ・プログラム」『組織科学』Vol. 43, No.1, 43~52ページ.
- レジデンシャルケア研究会議編 (2003) 『暮らしを支える新たな介護：レジデンシャルケアをめぐる高齢者福祉施設のあり方』筒井書房.
- レジデンシャルケア研究会議編 (2004) 『「住まい」と「介護」の視点から新たなスタンダードが見えてくる：第3回レジデンシャルケア研究会議報告』筒井書房.
- 老人保健福祉法制研究会編 (2003) 『高齢者の尊厳を支える介護』法研.

(2) 邦文

- Borzaga, C. & Defourny, J., ed. (2001) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge (内山哲郎・石塚秀雄・柳沢敏勝邦訳 (2004) 『社会的企業』日本経済評論社).
- Dees, J.G. (1998) "Enterprising Nonprofits," *Harvard Business Review*, January-February, pp.55-67.
- Dees, J.G., Emerson, J. & Economy, P. (2001) *Enterprising Nonprofit: A Toolkit for Social Entrepreneurs*, Wiley & Sons, Inc.
- Dees, J.G., Emerson, J. & Economy, P. (2002) *Strategic Tools for Social Entrepreneurs*, Wiley & Sons, Inc.
- DiMaggio, P.J. & Powell, W.W. (1983) "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields," *American Sociological Review*, Vol.48, No.2, pp.147-160.
- DiMaggio, P.J. & Powell, W.W. (1991) "Introduction," in Powell, W.W. & DiMaggio, P. (eds.) *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, The University of Chicago Press, pp.1-38.
- Emerson, J. & Twersky, F. (1996) *New Social Entrepreneurs: The Success, Challenge and Lessons of Non-Profit Enterprise Creation*, The Roberts Foundation, Homeless Economic Development Fund.
- Greenwood, R. & Suddaby, R. (2006) "Institutional Entrepreneurship in Mature Fields: The Big Five Accounting Firms," *Academy of Management Journal*, Vol.49, No.1, pp.27-48.
- Hamalainen, T.J. (2007) "Policy Implications: How to Facilitate the Structural Adjustment and Renewal of Advanced Societies?," in Hamalainen, T.J., & Heiskala, R., ed., *Social Innovations, Institutional Change, and Economic Performance*,

- Edward Elgar Publishing Limited, pp.95-119.
- Light, P.C. (1998) *Sustaining Innovation*, Jossey-Bass Publishers.
- Maguire, S., Hardy, C. & Lawrence, T.B. (2004) "Institutional Entrepreneurship in Emerging Fields: HIV/AIDS Treatment Advocacy in Canada," *Academy of Management Journal*, Vol.45, No.5, pp.657-679.
- Mair, J. & Marti, I. (2009) "Social Entrepreneurship as Institutional Building," Robinson, J.A., Mair, J., & Hockerts, K., ed, *International Perspectives on Social Entrepreneurship*, Palgrave Macmillan, pp.144-159.
- Mulgan, G. (2006) "Cultivating the Other Invisible Hand of Social Entrepreneurship: Comparative Advantage, Public Policy, and Future Research," in Nicholls, A., ed., *Social Entrepreneurship: New Models of Sustainable Social Change*, Oxford University Press, pp.74-95.
- Mulgan, G. (2007) *Social Innovation: What It Is, Why It Matters and How It Can Be Accelerated*, Working Paper, Oxford Said Business School.
- Mulgan, G., Ali, R., Halkett, R. & Sanders, B. (2007) *In and Out of Sync: The Challenge of Growing Social Innovations*, Nesta.
- O'Connor, J. S. (2007) "Social Innovation and Institutional Change in Ireland in the Late 20th Century: From 'the Poorest of the Rich' to 'Europe's Shining Light'?" in Hamalainen, T.J., & Heiskala, R., ed., *Social Innovations, Institutional Change, and Economic Performance*, Edward Elgar Publishing Limited, pp.280-303.
- OECD (2003) *The Non-profit Sector in a Changing Economy*, OECD Publications.
- Oliver, C. (1991) "Strategic Response to Institutional Process," *Academy of Management Review*, Vol.16, No.1, pp.145-179.
- Osborne, S.P. (1998) *Voluntary Organization and Innovation in Public Services*, Routledge.
- Rogers, E.M. (1995) *Diffusion of Innovations*, 5th ed, Free Press.
- Scott, W.R. (2001) *Institutions and Organizations*, 2nd ed, Sage Publications, Inc.
- Seo, M. & Creed, W. E. D. (2002) "Institutional Contradiction, Praxis, and Institutional Change: A Dialectical Perspective," *Academy of Management Review*, No.27, No.2, pp.222-247.
- Shockley, G.E. (2008) "Policy Entrepreneurship: Reconceptualizing Entrepreneurship in Public Affairs," Shockley, G.E., Frank, P. M., & Stough, R. R., ed., *Non-Market Entrepreneurship*, Edward Elgar, pp.143-171.
- Suchman, M. C. (1995) "Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approach," *Academy of Management Review*, Vol.20, No.3, pp.571-610.
- Tanimoto, K. (2008) "A Conceptual Framework of Social Entrepreneurship and Social Innovation Cluster: A Preliminary Study," *Hitotsubashi Journal of Commerce and Management*, Vol.42, No.1.
- Tanimoto, K. & Doi, M. (2007) "Social Innovation Cluster in Action: A Case of San Francisco Bay Area," *Hitotsubashi Journal of Commerce and Management*, Vol.41,

No.1.

Westley. F., Zimmerman. B. & Patton. M, (2006) *Getting to Maybe: How the World is Changed*, Random House Canada. (東出顕子訳 (2008) 『誰が世界を変えるのか：ソーシャル・イノベーションはここから始まる』 英知出版).

Yin, R.K. (1994) *Case Study Research*, Sage Publications (近藤公彦邦訳 (1996) 『ケース・スタディの方法』 千倉書房).

〔抄 録〕

本研究の目的は、これまで政府や行政機関の活動を補完していた非営利組織が社会的企業となってソーシャル・イノベーションを創出し、それが制度化されるまでのプロセスを明らかにすることにある。具体的には、非営利組織の中でも社会福祉法人長岡福祉協会の高齢者総合ケアセンターこぶし園を事例として、その組織が創出したサポートセンターが地域密着型サービスとして介護保険法に制度化されるまでのプロセスを検討する。本研究を通じて、社会的企業にはソーシャル・イノベーションを創出し、それを市場を通じて社会に普及させるというビジネスの側面だけでなく、それを政策や法律といった制度に組み込むことで社会に普及させるという側面を持つことが明らかとなった。その制度化プロセスでは、社会的企業がソーシャル・イノベーションを創出し、社会と相互作用することを通じて、ソーシャル・イノベーションの正統性を他の組織から獲得し、その結果として制度化がなされるという点が事例分析を通じて明らかとなった。